

別表 (第1条第2項)

施設名	甲の負担する割合 %	乙の負担する割合 %	施設名	甲の負担する割合 %	乙の負担する割合 %
(共有施設) 沼南給水場			4 用地		
(1) 配水池	95.30	4.70	(1) 沼南給水場用地	93.67	6.33
(2) ポンプ室・井	79.17	20.83	(2) φ2000mm 送配水配管用地	76.42	23.58
(3) 送配水ポンプ			(3) φ1500mm 送配水配管用地	59.02	40.98
(4) 配管・松戸系	79.17	20.83			
(5) 電気設備	79.17	20.83	(乳丁草(金) 単独設備)		
(6) 場内整備、連絡管 及び排水設備	95.30	4.70	1 沼南給水場内	0.00	100.00
(7) 薬注設備、計装設 備、その他	71.70	28.30	2 北船橋給水場内	0.00	100.00
2 送配水管			(千葉県水道局単独設備)		
(1) φ2000mm の区間	76.42	23.58	1 沼南給水場内	100.00	0.00
(2) φ1500mm の区間	59.02	40.98			
(3) φ1200mm の区間	59.02	40.98			
3 北船橋給水場					
(1) 配水池	100.00	0.00			
(2) ポンプ室・井	55.56	44.44			
(3) 送配水ポンプ					
(4) 配管・葛南系	100.00	0.00			
(5) 留志野・八丁代 系	0.00	100.00			
(6) 電気設備	83.33	16.67			
(7) 場内整備、連絡管 及び排水設備	95.69	4.31			
(8) 薬注設備、計装設 備、その他	73.53	26.47			

共有施設等の維持管理に関する協定書の一部を変更する協定書

沼南給水場遠方監視制御運転に伴い昭和58年3月30日付け  
で締結した「共有施設等の維持管理に関する協定」の一部を次の

とおり変更する。

第3条第5項を次のとおり改める。

沼南給水場は、甲の松戸給水場から遠方監視制御により運転  
するものとする。

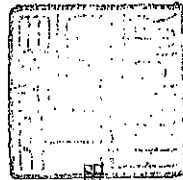
この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押  
印のうえそれぞれ1通を保有する。

昭和58年5月16日

甲 千葉市長洲1丁目9番1号

千葉県

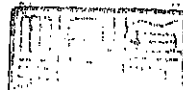
千葉県水道局長 三橋



乙 松戸市小根本7番地

北千葉広域水道企業団

金 業 長 岩 井 二



共有施設に関する変更基本協定書

昭和49年11月29日付けで締結した共有施設に関する基本協定書の一部を次のとおり変更する。

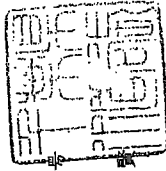
第7条に次の一項を加える。

3. 共有施設のうち、乙の資産に係る施設の維持管理については、水道法第24条の3に基づき、乙が甲に業務委託するものとし、実施に当たっては別途業務委託契約を締結するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成14年4月1日

甲 千葉市中央区長洲1丁目9番1号  
千葉県  
千葉県水道局長 権 名



乙 松戸市七右衛門新田540番地の  
北千葉広域水道企業団  
企業長 吉 崎

